

諮問庁：個人情報保護委員会委員長

諮問日：平成30年6月14日（平成30年（行情）諮問第260号）

答申日：平成30年12月26日（平成30年度（行情）答申第374号）

事件名：特定日付け質問書に対する回答に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月27日付け個情第550号により個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成30年4月5日、請求の内容を「特定年月日A付け質問書に対する回答に係る文書（特定年月日B、特定職員Aから電話連絡があったが、当該連絡に用いた回答案及び電話連絡簿等対象文書全て）」との行政文書開示請求に対して、処分庁は、平成30年4月27日付け個情第550号行政文書不開示決定通知書によって、個人情報が存在するとして存否応答拒否の不開示とした。

今回の情報公開請求に係る質問書及び回答は、当方が特定年月日C付け内閣総理大臣宛ての「行政手続法に基づく処分等の求めの申出書」（特定市及び特定市立大学の法令違反）を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提出したにもかかわらず、半年以上何らの対応もせず放置していることに対して、特定年月日D、「申出書に対する現状及び今後の対応」を当方が電話照会したことからはまっている。照会翌日、電話による回答があったため、質問書を送付するので今回の電話回答をそのまま文書で返してくれるよう依頼し、約束した。

特定年月日A付けで質問書を送付したところ、特定年月日E、「質問書の回答は文書ではなく電話でしかできない。」と委員会総務課特定職

員Aから電話をもらった。そもそも、何故、文書ではなく電話による回答しかできないのか大変疑問であるし、電話で回答することと文書で回答することにどのような違いがあるのか委員会からは全く説明がない。特定年月日B、電話による回答があったが、当方が不慣れであるため電話では法令条項がよく分からなかったり、論点があぐらかされたりして、回答がずれてしまっているため、文書による返答ができないのならば、開示請求するので、回答メモ等を捨てずに、適切に開示する旨を依頼し、約束した。

特定職員Aの電話回答は、「地方公共団体は行政手続法の対象外である」とか「地方公共団体は条例によってのみ規制され、委員会所管の個人情報保護法の対象外である。」といったことで、法5条1号の個人情報には全く関係のない事項ばかりであった。

特定年月日D、電話照会した際、行政手続法に基づく特定市等の法令違反通報の申出書を受領した担当者の総務課特定職員Bからは、申出書の処理状況の開示請求について、個人情報開示請求ではなく、行政文書開示請求でよいと教示されている。その一部である申出書に係る質問書の回答メモは個人情報開示であるという矛盾に満ちた委員会の対応に対して、当方は疑問どころかあきれ返る限りである。

質問書及び当該回答でさえ、個人情報であるとするのならば、委員会に関係がなく対応の必要がないという当方の申出書の存在はどうなるのか。

当方の当該行政手続法に基づく申出書が委員会に届いた段階で、「委員会の所管する法令の対象にならない」のならば、行政手続法の規定及び趣旨からは速やかに申出者に何らの通知又は返戻をすべきであり、当方の個人情報の塊である申出書の原本は、所管外とされる委員会において、現在、どの部署にどのような形で保管死蔵されているのか。全く関係のない個人情報の継続保管も忌々しき問題であり、「個人情報保護委員会」などと銘打った行政機関であるならば、一度、当該事案の不作為及び個人情報の不適切保管について適正に調査されるべきである。

ちなみに、質問書の質問事項は次のとおりである。

- (1) 行政手続法の規定に基づきどのような調査を行ったのか。
- (2) 調査を行い、処理（処分）を行った期日はいつか。
- (3) 特定市及び特定市立大学の法令違反はないのか。
- (4) 「法律違反の申出」という重要事案にもかかわらず放置したのは何故か。
- (5) 委員会是对応できないという手続に全く問題はないのか。「行政手

続法の一部を改正する法律の施行について（平成26年11月28日付け総管第93号総務省行政管理局長通知）」3. 法36条の3（3）申出書の提出に関する行政庁又は行政機関の対応に記載されている行政機関の対応が行われていないのは何故か。

（6）対応しないにもかかわらず当方の個人情報を継続保管する理由を問う。

（「条例違反は対応できない」のであるなら、即時、返戻されるべきではなかったか。）

以上の6項目が記載されているだけで、委員会という組織にとって多少不都合な事項はあっても、不開示要件とした法5条1号に該当するような個人情報はない。当方の質問書について、行政手続法に基づく法令違反の申出書が適正な処理をされていれば、委員会からの情報提供程度で対応可能であり、このような開示請求手続及び審査請求など全く必要がないのである。

公文書管理法（「公文書等の管理に関する法律」を指す。）1条及び4条には「文書主義の原則」が規定されており、「国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、文書を作成しなければならない。」と規定されている。委員会が法令等に基づいた適正な業務処理を行ってれば、国民からの「法令違反の通報」という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう」文書が作成されているはずである。

以上の理由から、法令及び訓令に基づく公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、行政不服審査法に規定する審査請求を行う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

平成30年4月5日付け文書により審査請求人から委員会に対して行われた行政文書の開示請求に対し、委員会が、その存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することになるため存否応答拒否とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 原処分の妥当性について

原処分に係る開示請求は、審査請求人が特定年月日A付けで委員会に対して送付した質問書に対して委員会が特定年月日Bに電話で回答した際に、委員会が用いた回答案及び電話連絡簿等の開示を求めるものである。

当該請求については、特定の個人の氏名は記載されていないものの、その記載内容から、特定の個人が特定年月日A付けで質問書を提出し、特定年月日Bに委員会がその回答を行った際に用いた文書（回答案等）を求め

ているのは明らかであり、当該行政文書の有無を回答することは、特定の個人が質問書を送付し、回答を受けた事実の有無を明らかにすることになり、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当することから、法8条に基づき、当該行政文書の存否を明らかにせず、不開示としたものである。

以上のことから、原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月30日 | 審議 |
| ④ 同年12月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 本件対象文書には、特定の個人の氏名自体は明示されていないものの、本件開示請求書の記載の趣旨に照らせば、本件開示請求は、特定個人が特定年月日Aに委員会に対して行った質問に対する回答に係る文書の開示を求めるものと解されることから、本件対象文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人が特定年月日Aに委員会に対して質問を行い、委員会から回答を受けた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号

ただし書口に該当するとも認められず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。

(3) 以上によれば、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）12条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載の趣旨からすると、特定個人は審査請求人であり、したがって、その実態は、審査請求人が、委員会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるものと解される。

そこで、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、行個法に基づく開示請求に関する教示は行っていないとのことであり、この点は不適切であったといわざるを得ない。

今後、処分庁においては、開示請求に係る事務手続において的確に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定年月日 A 付け質問書に対する回答に係る文書（特定年月日 B，特定職員 A から電話連絡があったが，当該連絡に用いた回答案及び電話連絡簿等対象文書全て）